

新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画策定委員会（第8回）  
議事要録

日時 平成22年10月28日（木）午後6時30分～午後9時30分

場所 クリーンセンター3F 見学者ホール

出席 田村和寿委員長、大江宏副委員長、安井龍治委員、越智征夫委員、狩野耕一郎委員、  
早川峻委員、高橋健一委員、石黒愛子委員、橘弘之委員、新垣俊彦委員、  
小酒井恵詞委員、渡部敏夫委員、事務局（木村浩クリーンセンター所長他）  
アドバイザー（社団法人全国都市清掃会議）、コンサルタント（株式会社日建設計）

欠席 荒井喜久雄委員、金子和雄委員、佐々木保英委員、上原文夫委員

傍聴 4名

配布資料

【資料1】配置・動線計画の考え方 【資料2】生活環境影響調査計画書（案）

【資料3】委員会のテーマ 【資料4】土壌汚染状況調査地点

1. 生活環境影響調査計画書（案）について

事務局より生活環境影響調査計画書（案）について説明。

- ・ **事務局** 資料 P.11 について、ピンク色で悪臭 と番号が入っているが、その横に沿道環境大気質の が抜けている。追記をいただきたい。
- ・ **委員長** 条件、方法など丁寧に記述を行っているが、客観的に見た場合に、この調査のあり方、進め方は万全であると、専門家の委員はお考えか。
- ・ **委員** 私が係わった施設で200t/日以上規模であれば、東京都の条例に則ったアセスメントが必要であるが、それとほぼ同様の内容となっており、適切であると考えている。
- ・ **委員長** 専門家である委員より保証をいただいたが、これ以上実施すべき点、項目などはあるか。
- ・ **委員** 特にない。
- ・ **委員** 水の循環という項目があるが、水道水源の井戸と清掃工場が隣接することについて、水道局はどのような意見を持っているのか。
- ・ **事務局** 水道部にクリーンセンターが東側に寄るということでヒアリングを行ったところ、まず排ガスについては取水地点が空気に触れる場所でないため、影響はないという判断であった。また、有害物質などの流出の可能性については、地下250mに粘土質の不透水層があり、また拡散しながら浸透するため高濃度になることは考えにくいとの判断であった。水道部のほうでも定期的に水質の分析を行い、井戸水が安全であることを確認しているとのことである。
- ・ **委員長** 拡散は距離にもよると思われるが、それも含めて問題ないということか。
- ・ **事務局** 問題ない。拡散は、有機溶剤が考えられるが、浸透するのに10～15年かかり、その間に希薄化してしまうとのことである。
- ・ **委員** 環境保全措置の記載において、低公害車の導入という記述があるが、パッカー車をエコカーにするなど対応は考えているのか。委託業者に対して、ハイブリッド車の導入やアイ

ドリングストップなどを要求していくのか。

- ・ **事務局** エコカーの導入については、検討していきたい。ごみ収集車の臭気の問題については、クリーンセンター内だけでなく、収集の過程で生ごみの汁をこぼしていく場合がある。そういった場合には、運転手がきちんと申告を行い、洗浄するなど対応を徹底していく。アイドリングの件については、これから寒くなると運転手が、夜中の作業中に車内で暖を取ることがあり、そういった際にもアイドリングをしないよう依頼していくことを検討している。こういった検討については、生活環境影響調査がまとまった段階で対策を練っていきたいと考えている。
- ・ **委員長** 事業主体が異なった場合に、収集への依頼がどのように守られるのかが大切になる。
- ・ **事務局** 委託業者に対しては、搬入の受入条件に設定することで対応いただけると考えている。また、臭いについては逐次指導をしていくことで改善を進めていきたい。
- ・ **委員** そういった指導をしたにも係らず、改善が行われない場合には、業者を変更するなど罰則を設けるなど行うのか。
- ・ **事務局** 委託業者が委託条件を守らない場合には、業者変更などをすることは可能である。
- ・ **委員** パッカー車の運行管理についても、規制速度を超えないようメーターを取り付けるなどする必要がある。また、アイドリングについても車両から情報を取得するようなシステムを検討するべきである。
- ・ **委員** 洗車エリアの配置が気になる。稼動する前の段階で、洗車エリアをどこで確保するかについて検討する必要がある。
- ・ **事務局** 現施設稼働中に、新施設建設に伴い、東側の洗車場が使用できなくなってしまう。その間、一時的にプラットホーム内で洗浄することも可能であるため、図のような配置を一時的に検討した。
- ・ **委員** そういった配慮があれば問題ない。
- ・ **委員** 都市計画決定の敷地内にスポーツ施設であるクラブハウスなどが入っており、用地はクリーンセンター、建物はスポーツ施設という状態になっている。この状況をはっきりと説明していかないと、こんな筈ではなかったという意見が出てくる可能性がある。また、土壌調査について、石鹼工場の建っている場所では調査をしないということか。
- ・ **事務局** 建っている場所においては、調査は行わない。
- ・ **委員** 外周の状態だけで判断するということが。
- ・ **事務局** そのつもりである。
- ・ **委員** 過去にかなりの薬品を使用していた場所であり、結果を懸念している。また、交通量調査について、団地の境界に1箇所追加していただき、大変感謝・評価している。現在のクリーンセンターは、武三保の第二処理工場という位置づけであり、粗大・不燃ごみ処理施設が武蔵野市のものであったが、今回は一体化したものという考え方で建て替えを行うのか。
- ・ **事務局** 今回は、焼却施設と不燃ごみ処理施設とで届出を出すため、一体のものとなる。
- ・ **委員** かつて不燃・粗大施設と焼却施設で工事時期にズレがあったために確認した。
- ・ **事務局** 都市計画の件については、後の議題である配置・動線計画の中で再度説明する。また、武三保は解散したため、市単独の施設として届出を行う。
- ・ **委員** 搬出入車両の走行に伴う排ガスについては、どのような分析を行うのか。
- ・ **事務局** 浮遊粒子状物質、二酸化窒素、騒音・振動などについて調査し、予測・評価を行い、

バックグラウンド濃度に対して大きく悪化させるようであれば、改善を行う。ただし、現施設において使用している車両がそのまま入構して来ると考えており、負荷は問題ないと思われる。

- ・ **委員** 一堂に車両が集まると振動、騒音、臭気など様々な問題が発生すると思われる。時間帯を区切ってコントロールする必要があるが、車両は何台くらいあるのか。
- ・ **事務局** 30 台程度と記憶している。搬入は、現段階では少し分散している。ゴミをおろすのにそんなに時間はかからないため、渋滞などは見られない。
- ・ **委員** 評価案の下から 2 行目の備考欄にコミュニティセンターや体育館だけでなく、保育園や福祉施設についても配慮している旨を追記いただきたい。低周波音については、コンデンサーよりも変圧器によるものが大きいと思われる。トランスなども追記するべきである。
- ・ **事務局** 保育園や高齢者施設について追記する件は、表現を検討したい。低周波音のコンデンサーについては、電気設備のコンデンサーではなく、蒸気を水に戻す復水器というものである。一般のコンデンサーとは異なるため、表現を再検討したい。
- ・ **委員** 電気設備からの低周波音はないのか。
- ・ **事務局** 発電機のタービンなどが挙げられる。もう少し分かりやすく記載を行う。

## 2. 配置・動線計画の考え方について

事務局より配置・動線計画の考え方について説明。

- ・ **委員** 資料中、動線の「どう」の字が金属の銅となっている。訂正をいただきたい。
- ・ **事務局** 「動」として、修正する。
- ・ **委員長** 協議会から広範に意見が出されているが、この敷地に何を入れるのかを我々としてはきちんと考えなくてはならない。また、都市計画法の記述で「この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる」とあるが、用地に弾力性があると捉えてよいのか。
- ・ **事務局** 都市計画区域外とは、都市計画が定まっていない地域の意である。
- ・ **委員長** 理解した。
- ・ **委員** 野球場の敷地が少し窪んだ形になっているが、都市計画を変更し、境界線を一直線にするという選択肢はないのか。
- ・ **市委員** 「市の基本的な考え方」で示したとおりである。現行の都市計画の範囲内を用地と考えている。
- ・ **委員** 都市計画決定の告示が平成 16 年となっているが、どういうことか。施設ができたのは昭和 50 年代である。
- ・ **事務局** 焼却施設、不燃・粗大処理施設ともに昭和 56 年 6 月 3 日に告示を受けている。焼却場のみ平成 16 年となっているのは、市役所に蒸気を送る配管を作るという軽微な変更によるものである。
- ・ **委員長** 地形を変えたということではないのか。
- ・ **事務局** そうではない。蒸気を市役所に送るという行為が変更となった。
- ・ **委員** なぜ直線でないかは、当時の議事録を確認すれば分かるはずである。当時、緑町 3 丁目の方は意見書を出していないため、市から住民へしっかりと説明をしておく必要がある。
- ・ **事務局** 議事録までは確認していなかった。確認を行いたい。

- ・ **委員** あるということを聞いている。
- ・ **事務局** 図面までは確認したが、議事録までは確認できていなかった。再調査を行う。
- ・ **委員長** 委員の意見は、不整形という問題か。それとも配置上、様々な選択肢を考えるということか。
- ・ **委員** 私たちの用地選定のためのクリーンセンター建設特別市民委員会（昭和 54 年）における認識は、緑町グラウンド 3.6ha である。そこを分割した理由については、あまり理解をしていない。
- ・ **委員長** 緑町三丁目は、最もクリーンセンターに近いので、関連も深く、その使い方も可変であるという考えでいるのか。それとも不整形を整形にするという考えか。
- ・ **委員** 緑町 3 丁目の方々がクラブハウスのところまで都市計画決定されているということを知らなかった。そこをはっきりさせておくことが重要であると考えている。
- ・ **委員** クラブハウスは野球場のものでないという認識か。
- ・ **委員** スポーツ施設のために作ったが、都市計画決定においては、クリーンセンターの付属施設という解釈である。駐車場も同様であるが、実態はそうではない。
- ・ **委員** 少なくとも地元住民は、スポーツ施設のものだと思っている。
- ・ **委員** 緑町 3 丁目は、昭和 53 年まで反対運動を行い、54～59 年においては、抗議の意でまちづくりに参加しておらず、都市計画決定の具体的な意見交換はできなかった。駐車場、クラブハウスがクリーンセンターのものであるとすると、2つの問題が挙げられる。1つは、物理的に緑町 3 丁目のほうに建物が来てしまう。2つめに、どうして今までスポーツ事業団に無償で貸与してきたのかという議論が沸き起こる。その 2 点を明らかにしたうえで、住民へ説明する必要がある。
- ・ **委員長** 調査して納得できる問題であるのか、それとも今後いろいろと影響する問題であるのか。
- ・ **委員** 具体的には未だ説明はしていない。私としてもどのように説明したらよいのか分からない。
- ・ **委員** クラブハウスと駐車場は、グラウンドが実効支配しており、この段階で所有権を主張しても解決は難しいのではないかとということか。スポーツ事業団との間で、覚書なり契約書があり、使用料などを徴収していれば問題ないと思う。
- ・ **委員長** 野球場等も含めて使用できるとなった場合に、クリーンセンター側から考えると配置の自由度が高まるが、緑町 3 丁目からすると不自然に感じる。どのように考えるか。
- ・ **委員** 物理的には北側に寄ってくるが、できる限り深くするなど工夫することで緩和されるのではないかと考えている。
- ・ **委員長** クラブハウスは、今の位置に置いておくべきと考えるか。
- ・ **委員** そのようには考えていない。
- ・ **委員長** むしろ現状の問題を明確にするべきということか。
- ・ **委員** その通りである。
- ・ **委員** 当初は教育委員会が使用していたが、途中でスポーツ振興事業団という形に引き継がれている。また、その事実もあまりよく知られていない。
- ・ **委員長** まずは明確にすることが第一と考えている。
- ・ **市委員** 明確に調べられるものは、調べていきたい。スポーツ振興事業団が設立されたのは、

平成元年であり、当時のものがあれば確認したい。

- ・ **委員** 平成元年よりも前の文書が存在していると聞いている。
- ・ **市委員** 文書の有無ではなく、契約関係があるかどうか調べる必要がある。約束している都市計画の範囲内で、現状よりも北に寄らないとするのが、市の基本的な考え方である。それを実現するためにはどのようにすべきか、周辺協議会等も含めて議論を頂きたい。
- ・ **委員** 北側にプラットホームが来た場合に、搬入車両が緑町 3 丁目側から見えることになるが、そのあたりはどのように考えているのか。木を植えたりするのであろうが、開放的な施設と矛盾してくる可能性もあるため、動線・配置ははっきりしておく必要がある。
- ・ **委員長** 現状よりも 10m 程度利用できる場所が北側にできるが、市道 17 号線からの見え方、施設のコンセプトに問題が生じるということか。
- ・ **委員** 車両は、現在 212 号線から敷地内に入構する計画となっているが、市道 17 号線から直接入るという方法も渋滞対策を行えば、あり得ないことではないと感じている。
- ・ **委員** 市委員にはしっかりと調査いただき、そのうえで折衝の段階へ進みたい。もともと農家よりスポーツ施設として提供いただいた土地であり、焼却施設であれば補償額も異なるとして提訴があった。裁判のうえ市側が勝訴したと思われるが、そういう状況下できちんと整理されず現在まで来てしまったと思われる。
- ・ **委員** 以前の協議会において議論された内容は、我々はほとんど知らされていない。北側に建物を寄せないという件も、現施設の北端と同じラインであれば、問題ないと考えている。煙突が北側には寄らず、南側へ行く分には、景観の問題は別として、理解いただけるのではないか。
- ・ **市委員** 市の基本的な考え方、住民の皆さんへの説明のいずれも現施設よりも北に寄らない、都市計画の範囲内で実施すると説明している。前回試案で提示したものが、現施設より北側に建物が来ていたために、約束と異なるとして、修正している。住民の方々にご理解いただいているというのとは、今後どう理解いただくかを別問題として検討しなくてはならない。
- ・ **委員長** クラブハウスのところは、都市計画決定の範囲内であるが、使えない場所であると考えなくてはならないのか。
- ・ **市委員** 当初より都市計画決定の範囲であるため、使用できるという考えである。
- ・ **委員長** 「使える」というのは、建設側の言い方であり、地元の方にとっては異なる認識である。使うか使わないかは別として、配置計画を検討するうえでは、弾力的に考える必要がある。
- ・ **委員** 事務局のほうで提示した案は、新施設と現施設の北端が一致しており、緑町 3 丁目側には近づいていない。その北側は、道路になっており、建物ではない。事務局としても相当苦労した案ではないかと思われる。
- ・ **委員** 物理的には近づかないが、事業団に 25 年間無償貸与してきたという事実は議論しなくてはならない。
- ・ **委員** 野球場側から見えてしまうということについては、樹木を植えるなどによる対応しかないと考える。
- ・ **委員長** この問題は、これまでの経緯があり、地元の方がどのように納得されるかが重要である。これまでの経緯を明確にすることで、解決が図れるような問題であるのか。
- ・ **委員** 理屈は別としても感情は残るのではないか。そのあたりどう解決するかは誠意を見せ

るしかない。車両の動線を工夫することで、より建物を南に配置できるといった物理的な工夫を行ったうえで、まちづくりなどを通して感情面の改善を行っていくというような方法しかないと考えている。市委員には、対応をお願いしたい。

- ・ **市委員** お話は十分理解できる。市としては、意見を十分出していただいたうえで、できることについて、できる限り対応する方向で進めていきたい。
- ・ **委員長** 過去の経緯について、ひとつずつ整理する必要がある。私からも市側へお願いしたい。
- ・ **事務局** 我々も重要な話であると認識し、配置計画案を提示した。本日意見を頂いた箇所のほかにも、過去の経緯についてもできる限り調査をしたうえで説明を行いたい。現在の案では、北側にプラットフォームが来ているが、高さとしては最も低くなっている。そこから、南側へ階段のように高くするようなイメージでいるが、本日の指摘に基づき、再考したい。また、収集車を17号経由とすることは、現在考えていない。北側からの離れについても最大限、高さ配置について配慮していきたい。現段階でメーカーへ明確なヒアリングができてはいるわけではなく、一定の想定の中で進めている。次回、事業手法とともにこの問題も検討したい。
- ・ **委員長** 様々な問題がある配置・動線の結論を、この委員会でどこまで決められるかについては、条件とともに今後議論したい。副委員長もよろしいか。
- ・ **副委員長** はい。

### 3. 第3回合同勉強会報告について

事務局より白煙排出実証実験、煙突高さの検討について議論した合同勉強会について報告。また、今後のスケジュール、検討内容についても説明。

- ・ **委員長** 59mであれば、新設の煙突がメンテナンスの車両に影響は与えないのか。
- ・ **事務局** 問題ない。
- ・ **委員長** 煙突の高さは自ずと結論が出ているようにも思われるが、今日の議題としては報告を受けるということでよろしいか。
- ・ **事務局** はい。
- ・ **委員** コミュニティの場として、中島飛行機の変電所の保存が挙げられているが、中島飛行機の形見として保存したほうがよいと考えている。
- ・ **委員長** その通りである。

### 4. その他について

- ・ **事務局** 第9回作業部会を12月13日(月)、第11回委員会を1月20日(木)、第10回委員会を12月16日(木)とする。

閉会